

## 令和6年度白河市奨学生募集要項

白河市教育委員会

白河市奨学資金貸与事業は、経済的理由により修学が困難と認められる生徒及び学生に対して、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としています。令和6年度の奨学生を下記により募集します。

### 記

#### 1 奨学生の種類と貸与月額（無利息）

すべての学校種別において、学校教育法に規定する学校であることが条件です。専修学校の条件については、特にご注意ください。

- (1) 高等学校・高等専門学校奨学生 月額 3万円以内

- (2) 専修学校奨学生 月額 4万円以内

ただし、専修学校の場合は、次の条件を満たす学生等とします。

ア 専門課程であること。

イ 修業年限が2年以上であること。

- (3) 大学奨学生 月額 5万円以内

#### 2 応募資格

令和6年4月に学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）若しくは専修学校に進学する予定の者又は在籍している者で、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。

- (2) 高等学校・高等専門学校に進学又は在学する者にあっては、入学前から市内に継続して1年以上住所を有していること。大学・専修学校に進学又は在学する者にあっては、入学時までに、市内に継続して1年以上住所を有していること（進学を目的として市外に住所を移転している場合は、住所を移転するまでに継続して1年以上市内に住所を有していたこと）。

- (3) 保護者又はこれに代わる者の前年の所得の合計が700万円以下（教育委員会で定める別表「特別控除額表」の特別控除額を控除した後の額）であること。

- (4) 国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。

#### 3 貸与始期及び貸与期間

令和6年4月分から奨学生が在学する学校の正規の修学期間

#### 4 出願手続

希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書（第2号様式）及び関係書類を添えて教育委員会に提出してください。

なお、奨学生願書の提出及び返還には、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人2名」が必要となります（そのうち1名は、保護者又はこれに代わる者とします）。これ以外の場合は、一切受理できません。

#### 5 提出書類

(1)	奨学生願書（第1号様式）
(2)	奨学生推薦調書（第2号様式） ※在学している学校に作成を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和6年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の在学証明書を提出してください。
(3)	申請人の成績証明書（第1学年、第2学年、第3学年の1学期） ※在学している学校に交付を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和6年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の成績証明書を提出してください。
(4)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者の令和5年度所得課税証明書
(5)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者並びに連帯保証人の令和4年度市税の納税証明書（対象者に課税されている全ての税目）
(6)	住民票（世帯全員の写し）

#### 6 提出先

白河市教育委員会 教育総務課（白河市役所本庁舎3階） 電話 22-1111（内線2362）

#### 7 受付期間

令和5年10月16日（月）から令和5年12月15日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に必着のこと。

#### 8 奨学生の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が奨学生を決定します。

決定時期 令和6年2月上旬頃

#### 9 返還

卒業の月又は貸与が終了した月の6ヵ月後から15年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を月賦で返還していただきます。

また、全額又は一部の額を繰り上げて返還することもできます。